

## 意見書の要旨

国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る原案を令和8年3月2日から3週間公衆の縦覧に供したところ、国家戦略特別区域法第21条第6項の規定による意見書の提出はなかった。

名称	意見書の要旨	国家戦略特別区域会議の見解
東京都市計画地区計画 神南一丁目北地区地区計画	I 賛成意見に関するもの なし  II 反対意見に関するもの なし  III その他の意見 なし	I 賛成意見に関するもの なし  II 反対意見に関するもの なし  III その他の意見 なし